(別表1)

(平成28年10月1日作成)

## No.25

No.25	
法 令 名	興行場法
根 拠 条 例	第2条第1項
<ul><li>許認可等</li><li>の種類</li></ul>	興行場の許可
法令の定め	第二条 業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。 施行条例
	第2条 法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) (2) 興行場の名称及び所在地 (3) 興行場の種別及び構造設備 (4) 入場者の定員 (5) その他規則で定める事項 2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにする図面その他規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。 第4条 法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。ただし、公衆衛生上必要な措置が講ぜられる場合においては、この限りでない。
	<ul> <li>(1) 排水の状況等が入場者の衛生に支障がない場所であること。</li> <li>(2) 採光及び換気に支障がないよう、空地等適当な空間が確保される場所であること。</li> <li>第5条 法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</li> <li>(1) 清掃及び排水が容易に行える構造であること。</li> <li>(2) ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる構造設備であること。</li> <li>(3) 観覧室(入場者に興行を見せ、又は聞かせるための場所をいう。次号及び第5号において同じ。)は、ロビー、食堂、便所、売店等とは、隔壁等により区画されていること。</li> <li>(4) 観覧室の床面積が400平方メートル以上の大規模な興行場にあっては、ごみの集積場が適当な場所に設けられていること。</li> <li>(5) 観覧室、喫煙所及び便所並びに空気環境の調整に係る設備及び照明設備が規則で定めるところにより設けられていること。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。</li> <li>第7条 興行場が臨時又は仮設のものである場合、観覧席等が屋外にある場合その他特別の理由のある場合であって、衛生上支障がないと認められるときは、その範囲において、前2条に掲げる基準の一部を適用しない。</li> </ul>
	施行細則 第2条 条例第2条第1項の申請書の様式は、別記第1号様式(省略)とする。 第3条 条例第2条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 興行場が、臨時、仮設又は常設のいずれのものであるかの区別 (2) 興行場が、臨時又は仮設のものである場合は、興行の期間 (3) 興行場の完成予定年月日 第4条 条例第2条第2項の規則で定める書類又は図面は、次の場合の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。 (1) 次号に掲げる場合以外の場合は、次の図面及び書類

	ア 興行場の設置場所の周囲 100 メートル以内の見取図 イ 建物配置図、各階平面図及び観覧室の断面図 ウ 空気環境の調整に係る設備(機械によるものに限る。)、電気・照明設備及 び給排水設備の配置と系統を明らかにした図面 エ 観覧者用の便所の男女別の数及び大小便器別の便器の数を記載した書類 (2) 法第2条第1項の規定による許可を受けている興行場を譲受け又は借受け によって取得した場合は、各階平面図
審査基準	法令に定める他、次の通知等による。 ・旅館業法等施行に関する件 昭和23年8月18日 厚生省発衛第10号 厚生事務次官通知 ・集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について 昭和25年5月8日 衛発第29号 厚生省公衆衛生局長・建設省住宅局長・文部省社会局長連盟通知 ・興行場法に関する疑義について 昭和25年4月22日 衛発第336号 厚生省公衆衛生局長回答 ・資情場法の適用について 昭和30年8月19日 衛環発第29号 厚生省公衆衛生局環境衛生部長回答 ・興行場法の疑義について 昭和30年12月26日 衛環第97号 厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長回答 ・公設グランド等の興行場の許可手続の疑義について 昭和31年7月18日 衛環第62号 厚生省公衆衛生局環境衛生部環境課長回答 ・水族館に対する興行場法の適用について 昭和32年6月21日 衛環発第23号 厚生省公衆衛生局環境衛生部長回答 ・環境衛生関係営業に関する疑義について 昭和32年6月21日 衛環発第23号 厚生省公衆衛生局環境衛生部長回答 ・環境衛生関係営業に関する疑義について 昭和36年6月20日 厚生省環衛第1号 厚生省環境衛生課長通知 ・興行場法上に関する疑義について 昭和36年6月20日 衛指第24号 厚生省生活衛生局指導課長回答 ・常設興行場に対する疑義について 昭和26年11月30日 衛環第135号 厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長回答 ・常設興行場に対する疑義について 昭和27年3月18日 衛環第20号 厚生省環境衛生部長回答 ・関行場法運営上の疑義について 昭和27年3月18日 衛環第20号 厚生省環境衛生部長回答 ・関行場法運営上の疑義について 昭和33年9月5日 衛環発第69号 厚生省公衆衛生局環境衛生部長回答 ・営業関係施設の増改築等による取扱いついて
標準処理期間	総 期 間15日(注:休日は含まない。)経由期間日処分期間15日(
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
申請先等	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(平成28年10月1日作成)

## No.26

法 令 名	興行場法
根 拠 条 項	第2条の2第1項
許 認 可 等の 種 類	興行場営業の地位の承継の届出(相続、合併、分割)
法令の定め	第二条の二 興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)について相続、合併又は分割(当該興行場営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。 2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
審查基準	法令の定めによる
標準処理期間	総期間       15       日(注:休日は含まない。)         経由機関       日(       )         協議機関       日(       )         処分機関       日(       )
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
申 請 先 等	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm